

改正FIT法への対応（紙申請版）

2017年4月1日から「改正FIT法」が施行され、これまでの「設備認定」から「事業計画認定」に代わります。その影響で住宅用太陽光発電設置者でも2017年3月までに売電を開始した設置者は遡って「改正FIT法」が適用されます。「事業計画認定」を受けずに放置していた場合は、売電権利回復の手続きや「売電権利取消」の可能性があります。

「事業計画認定」を受けるためには、2017年9月30日までに、「事業計画」の提出が必要です。

提出方法には、電子申請と紙申請がありますが、パソコンなどインターネットに慣れていない方にわかりやすい方法として、紙申請の手続き方法を解説します。

I) 事業計画認定手続の要否 まずは、ご自身が対象者かどうか、をご確認ください。

2012年7月以降に「設備認定」を受けて太陽光発電設備を設置した全ての方が対象です。

※住宅用10kW未満の方も対象になります。

移行手続きが必要

設置時期	2012年6月以前	2012年7月1日以降 2017年3月30日まで	2017年4月1日以降
一般的呼称	特例太陽光※	みなし認定※	新規認定
特徴	設備IDが「F」で始まる方。	旧FIT法（旧制度）施行後に設置した方	改正FIT（新制度）施行後に設置した方

※特例太陽光とは・・・2012年6月以前に太陽光の余剰電力買取の申込みを行った方、設備IDが「F」で始まる方。設備IDは、電力検針票に記載されています。

※みなし認定とは・・・平成2012年7月以降に旧制度の元で認定され発電を開始した方。暫定的に新制度の認定を受けたとみなされます。新制度への正式な移行手続きが必要。

II) 事業計画認定手続方法

1. 提出が必要な書類は以下の4種になります。

- ① 「事業計画書」（様式20または様式19）※2019年4月以前に売電を開始している方は「様式20」
- ② 「代行提出依頼書」
- ③ 「設備設置者の印鑑証明」
- ④ 「接続の同意を証する書類」・・・※但し、2019年4月以前に売電を開始している方は不要

※事業計画書の内容とは

- ・ 設備ID、設備の所在地、発電出力などの設備情報
- ・ 接続契約締結日、接続契約締結先、特定（買取）契約締結先、買取価格等の事業内容
- ・ 列記された遵守事項（事業計画策定ガイドラインに従うこと、適切な保守点検維持管理の実行、出力抑制要請の協力、フェンスや標識の設置など）への同意
- ・ 平成29年3月31日までに売電を開始していない方のみ、接続の同意を証する書類（系統連系承諾書、工事費負担金承諾書）の添付（*参照）

2. 申請様式の入手方法（郵便・FAX・インターネット・その他）

- ① 「郵便」 センターに返信用封筒を送付して入手

120円切手を貼り、返送先住所と右下に設備の種類（太陽光など）と発電出力を記入の上、

「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター（様式送付希望）」宛て
（千葉県船橋市湊町2-6-33 NTT船橋湊ビル2階）に送付

- ②「FAX」 FAX サービスから入手（FAX 機能付き電話機をお持ちの方）
03-6711-4026 に電話の上、案内に従ってボタンを押して、FAX から印刷
- ③「WEB サイト」 下記 WEB サイト「なっとく！再生可能エネルギー」からダウンロード
資源エネルギー庁の HP。↓ここに、紙での申請方法が書かれています。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_plan_p.html#p
- ④「PV-Net 事務局へ依頼」（03-5805-3577）・・・各地域交流会でフォローします。

3. 申請書類の作成・添付書類の準備を行います。

申請書類用紙と共に「記入見本」も送られてきますので、必ず参考にしながら記入してください。

(1) 様式第 20 の「事業計画書」（みなし認定用）を作成します。

- ・設備 ID は、東電の場合は、検針票の右側に書かれているお客様設備情報に記載されています。
- ・接続契約締結日は、見本の後半にある記載方法に書かれているように、平成 29 年 3 月 31 日までに接続（売電）を開始した場合は省略が可能です。
- ・提出者は PV 設備のオーナー（設置者）で、実印を押印してください。

(2) 「代行手続依頼書」を作成します。要記入見本参照。

- ・依頼者は PV 設備のオーナー（設置者）で、押印は認印でも実印でもどちらでも可です。
- ・設備設置者情報は記載しません。
- ・平成 29 年 3 月 31 日までに売電を開始している方は、接続の同意を証する書類の写しは添付なしにレ点を記入する。

(3) 印鑑証明（3 ヶ月以内）を取得します。

4. 書類の準備が出来たら（事業計画書、代行依頼手続書、印鑑証明）、以下の宛先まで郵送します。

〒273-0011 千葉県船橋市湊町 2-6-33 NTT 船橋湊ビル 2 階
「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター」宛て

郵便配達の確認をしたい方は、PC やスマホで追跡が可能な特定記録（プラス 160 円）で送ってください。

5. 手続き完了通知（確認完了まで 1～2 か月程度かかります）

事業計画の内容が確認され、新制度への移行が完了するまで 1～2 か月程度かかります。

- ①【メールアドレスを登録した場合】登録アドレスへメールで通知が届きます。
- ②【メールアドレスを登録しない場合】連絡が来ないため、各自手続き完了状況を電話にてお問合せください。（提出から 1～2 ヶ月後）

TEL : 0570-057-333 または、042-524-4261 受付時間 : 平日 9:00～18:00

※大変込み合っているため、電話がかかりにくくなっています。

以上、ご不明な点は PV-Net 事務局まで

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-10 湯島ビル 602
TEL:03-5805-3577 FAX:03-58053577 E-mail:info@greenenergy.jp
<http://www.greenenergy.jp>